

答申第 892 号

諮問第 1566 号

件名：不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果の
不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、「不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果（所属校名を公表していないもの）」（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 11 月 15 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

開示で求めた、文書は、学校名を特定すれば開示されたものである。

また、全県を対象にした場合も、校名も含め開示されたといえる。

何らかの方法で、開示されるものを、開示しないことは、違法であるといえる。

学校名を公表できないとしても、本件請求においては公表せざるをえない。

また、本件請求のような内容は、学校関係者は知られた事実であるといえる。逆に公開の期間を決めて、開示することも可能といえる。

今回の件に関して、開示できるものは開示することによって、防止ということもできることになる。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

弁明書で「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため」とあることについて、あくまでおそ

れであって、事実等に基づいた、権利利益を害する具体的説明がない。また、おそれとは処分庁の勝手な推測の領域であり、処分庁の思い込みであることからすると「7条2号」には該当するとは言えない。

推測であるとしても、推測される事例について、具体的説明が不明であるので、処分庁の、おそれとする、気分ともいえる判断に対して、請求人は反論等ができない。

弁明書で「その全てを不開示としたものである」ことについて、各学校の取り組みである、表題等含め、全面的に不開示にする理由はない。開示できることまで不開示にしていることは明らかに違法である。

弁明書で「総点検の取組結果に係る文書を、…取得していない。」とあるが、処分に係る職員の学校について、職員の処分、職員の今後の件に関わることであり、どのように取り組まれてきたうえでの不祥事であったのか聞き取り等において、必要な関係文書に当たることであり、当然取得等されていると思われるが、もしそうであるなら処分に当たっての、対応に疑問をもたれる対応であるといえる。詳細の事情が不明であるので、反論ができない。反論ができないような弁明、説明はあり得ないということである。

弁明書で「被害者が自校生徒であるため」ということについて、再度主張するが、少なくとも、表題は明らかにできる。

弁明書で「全ての県立学校の文書を対象として…原則開示になり得る文書である。」とあることについて、そうであるなら、処分庁の主張に沿ったとしても、少なくとも本件開示請求において、開示できる部分があるということである。

開示しないということだけでなく、開示できるところを明らかにするべきである。

もしかしたら、開示の仕方、または開示内容に問題があったから不開示であるということであるのか、明らかにしてもらいたい。

弁明書で「前述した方法による開示請求で得られる文書と比べることにより」とあるが、処分庁は学校名が特定されるというときは、これまで明らかにされてきた文書等でも不開示にされているのではないかといえる。

そもそも、原則を変えようとすることに問題がある。さらに、問題があっても、不開示にしようとすることに矛盾等が生じているということである。

本件請求で開示できることを不開示にすることに、利益があるのかも疑問である。具体的説明なきものは開示すべきである。

弁明書で「個人の権利利益を害するおそれ」ということについて、具体的説明もなく、不開示の理由とすることは、不適切であることは何度

も主張してきた。知る権利、情報公開等からすると、請求に沿った対応が処分庁に求められているからである。

弁明書で「個人としての評価を低下させる性質を有する情報である」とあるが、不開示にする理由には無理がある。職員の不祥事は、職員の宣誓違反でもあるといえる、また、公表される、もしくは、されないにかかわらず、処分庁に、重大な負担等を負わせているということは明らかである。

さらに、公務員の「評価を低下させる」ということを優先するなら、一切の不祥事事案について、公表させないということになる。本件のような公務員の不祥事は、職務上と密接に関係していることは明らかであり、まったく関係性がないとは言えない。極論すると職場の問題（働き過ぎ等を含め）が関係しているからである。処分庁の理由は、現実的に理由とはいいがたい。

再度述べるが、請求者の仕方に問題があったということなのか、もしそうであるなら請求時、処分庁のアドバイスがあったらこのようなことは起きなかったということになる。このようなことが起きないことが制度の確立されることが求められるということになる。

それとも、処分庁は、今後、開示原則に従うということであるのか。また、本件請求についても、ある一定時期が来たら開示されるということも考慮されるべきである。

本件開示に関して、条例を基に、不開示等の判断をされたら処分庁が主張されるが、請求者が主張したように、処分庁の不開示理由等には具体的説明がないうえ、矛盾等を含んでいることは明らかであるといえる。

処分庁の、法律解釈若しくは、条例解釈に誤りがあることは明らかである。仮に条例解釈に対して（処分庁の解釈）誤りがないとするならその条例そのものが不備であるということである。

そのような場合は、条例の改正が必要であるということになる。悪法も真なりということで、放置することなく、解釈によって、開示できる範囲の解釈をすることが処分庁には、必要であるということである。時代に合った、緊急措置と云うことで、時代に合った、対応として、開示できるのではないかといえる。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず今回請求している不祥事の取組に関する件。これを請求した理由は、不祥事ということであるので、具体的にどのような不祥事があった、その不祥事の内容について実際に問題の起きた学校では、それ以前それ以後にどのような取組をしていたのかというようなことを知りたく

て請求をした。

今回請求したコンプライアンスについては、各学校で記録がされていると思っている。ただ、不開示の理由としては学校名を特定してはいないが、逆にその文書を公開すると、実際に不祥事が起きた学校の校名が明らかになるからまずいということが理由である。しかし、私にとっては行政の立場ではないので、学校名が明らかになるまいと具体的にその学校で問題が起きたと、本当にその学校はそれまでにどういう取組をしてきたのか、どういう取組をしようとしているのか、実際に理にかなった対応や検討がされているのかどうかを確認したかったのである。

私が請求したとおり、もし教育委員会が文書を開示したとしたら、伏せておきたかった学校名が明らかになると言われれば、それはそれまでだが、今はそんなことを気にしているときなのだろうか。これだけ不祥事が続いているときに、当事者ももう1年も経ったしそろそろ卒業や転勤もしてしまったりしていくときに不開示にすることは、そういう事案を隠蔽することにもなるのではないかなと思って焦りもあったので、具体的に校名を指定しない、普通はしないような請求をした。

本当は、全件の請求の仕方もあった。県立高校は学校数相当数あるわけだが、その相当数の学校が全部開示されるはずである。そうすると、私としては、それぞれの学校から仮に1枚であろうと2枚であろうとそういう用紙が準備されることに関して、仕事量を計算すると相当大変だなと思った。それから、全部の学校のもを私が閲覧ということになると、それも相当大変なことである。そういうことを考えると、一番合理的で私の目標に従えるのは、やはり不祥事のあった学校というふうにしたほうが早いのではないかと思って、冷静に考えるとなかなか開示されないような請求になった。全体で大変だし私も見るのは大変だから、できたら具体的に少ないもので済むような請求に応じてほしいということを出した。確かにこれまで開示しなかったこと、当事者の、特に被害に遭った生徒の具体的な学校名や名前は明らかにならないが、そういうものが明らかになっていけば特にいせつ行為等に関しては相当抵抗があるだろうなということは思わないでもないが、私の知りたいことからすれば、それらの件は何らかの配慮をした上で開示されることを希望していた。

不祥事があった学校が具体的に問題を抱えているので、それらの学校の内容の背景を私としては知りたかったのである。学校は自分の学校について取り組んでいるというふうに言うが、それなら具体的にどのような取り組んでいるのか、そういうことを第三者的立場で私が知ることによって、「不十分ではないですか」というようなことを、例えば学校で

そういう文書が公開されれば出かけて行って、それなりの意見を述べることはできるし、そういう第三者の意見を現場の人が聞くことは損ではないのではないかと、自負心は若干持っているのですが、あえてぎりぎりの線でなんとか開示をしてほしいというのが、私の希望であった。

今回開示しないということは、条例に基づいているという判断がある。しかし、法律的には憲法の知る権利の裏には意見表明権というものがあるが、そういうこととの対比をしたときにどちらが優先するのかなということを見ると、それらの対比する条例や法律との関係で、具体的にどうしてできないのか。その辺を乗り越えた形の開示ができるのではないかと思っている。

例えば体罰に関しては公開は当然だと思っているが、わいせつ行為等は相手が在校生になると開示・公開を構わないというふうに被害者が言ってくれないことにはできないというのが妥当かなと思いつつも、ずっと開示しないということについてはこれでいいのかなということも思っている。そういうことを考えた上で、例えば条件付きで何年後には開示するとか、そういう対応も現在の法解釈でできるのではないかと、というようなことを、一度検討してそういう判断をお願いしたいと思っている。

本来は、コンプライアンスも含めて学校における不祥事というのが不開示にするのがおかしいという大前提に立って、これからは対応しなければ、逆に学校で問題を起こした教諭は守られて、そうではない外部で起こした人たちは本人の特定が相当難しいということで、名前まで公表される。同じことを起こしてもそういうように法の裏に逃げられてしまう。確かに見つかればどちらも懲戒免職などがあるが、負うべきものが相当違うので、同じことをして結果が違うのはおかしいのではないかと。それも在校生にというのは許されないのではないかと、そういう指摘も聞こえてきそうであるので、何らかの形で公表等にそろそろ踏み込む判断をお願いしたい。現時点では公表可能なものを公表してほしい。もうだいぶ前の話なので、もうそろそろ在校生でなくなっているかもしれない部分については、それなりの判断をお願いしたいと思っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

- (1) 平成 29 年 11 月 14 日に教育委員会は、4 件の懲戒処分についての記者発表を行ったところ、うち 2 件については被処分者の所属校名を公表しなかった。本件行政文書は、当該 2 件に係る 2 校の愛知県立学校（以下「県立学校」という。）において、平成 28 年度に実施された不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果に係る文書であって、そ

の全てを不開示としたものである。

不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果とは、例年毎に一度、各県立学校の不祥事防止に向けて管理職が教職員と面談を実施したうえで、その結果を集約したものである。

なお、平成 29 年 11 月 14 日に記者発表をした 4 件の懲戒処分のうち、残りの 2 件は小中学校に係るものであり、小中学校に対しては取組結果の報告依頼をしていないため、不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果に係る文書を、教育委員会において作成又は取得をしていない。

また、平成 29 年度分の同文書については、開示請求日時点では当該県立学校で未作成であったため特定をしていない。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書に係る懲戒処分の事案は、教員が生徒に対しておいせつ行為を行ったもの及び生徒に対して不適切な行為を行ったものであり、被害者が自校生徒であるため、本件行政文書に記載されている学校名は、懲戒処分の対象となった職員及び被害生徒の所属校名である。

本件行政文書については、全ての県立学校の文書を対象として開示請求がなされた場合又は単に学校名のみを指定して開示請求がなされた場合には、原則開示になり得る文書である。

しかし、本件開示請求においては、学校名を公表していない非違行為のあった学校に係る文書が請求されており、本件開示請求において一部でも文書を開示すれば、前述した方法による開示請求で得られる文書と比べることにより学校名を特定することが可能になる。

学校名が特定されることにより、懲戒処分の対象となった職員及び被害生徒の所属校が明らかとなることから、本件行政文書は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件行政文書に係る懲戒処分の対象となった職員及び被害生徒の所属校名は、教育委員会の懲戒処分の公表基準に基づいて公表しておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

また、当該情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、職員は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。さらに、本件行政文書に記載されている学校名は、公務員ではない被害生徒の個人に関する情報でもあることから、同号ただし書ハに該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求において「開示で求めた文書は、学校名を特定すれば開示されたものである」と主張している。

しかし、前述したとおり、本件行政文書は、単に学校名のみを指定して開示請求がされた場合には原則開示になり得る文書であるが、本件開示請求においては、学校名を公表していない非違行為のあった学校に係る文書を請求していることから、学校名が特定されないよう不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、2 校の県立学校において平成 28 年度に実施された不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果に係る文書であり、その記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

そして、本件開示請求書には、「11/14 県教委発表教諭 4 人処分についてわかるもの一切」、「4 名の所属校の不祥事防止に向けた取組み報告書 記録」等と記載されており、特定の懲戒処分を受けた教員の所属校と指定した上で、当該校における不祥事防止に係る文書を求めるものであるから、本件開示請求に対して決定された本件行政文書は、教育委員会が特定の懲戒処分を行った教員が所属する県立学校に係るものであることとなる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号に該当するとして、本件行政文書の全部を不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、県立学校の学校名とともに、所属する職員の不祥事の再発防止・コンプライアンスの徹底を目的として、当該県立学校の管理職が当該校の教職員に対して面談を行った人数等の実施状況が記載されているに過ぎず、その記載内容からは直接特定の個人を識別できるものとは認められない。

しかしながら、前記(2)において述べたとおり、本件行政文書は、教育委員会が懲戒処分を行った教員が所属する県立学校に係るものであることから、本件行政文書がどの県立学校で作成されたものであるかが明らかになることにより、懲戒処分を受けた教員が所属する学校名が明らかになるものである。また、本件懲戒処分に係る非違行為は被害者が自校生徒であった事案であるため、被害生徒が所属する学校名も明らかになることとなる。

懲戒処分を受けた職員及び被害生徒が所属する学校名を明らかにした場合には、当該職員の同僚や当該学校の生徒であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報から、関係者であれば、懲戒処分を受けた職員及び被害生徒を識別することができるものと認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

本件懲戒処分の事案については、懲戒処分を行ったが、実施機関が定めた公表についての基準にのっとり懲戒処分を受けた職員の氏名及び所属する学校名を公表しないとされたものであると認められるため、これらの情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。よって、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、懲戒処分を受けた職員は公務員であるが、処分を受けたことは、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書ハには該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 部分開示について

実施機関は、学校名が特定されないよう本件行政文書の全部を不開示としているので、以下、部分開示の可否について検討する。

実施機関によれば、本件行政文書については、全ての県立学校の文書を対象として開示請求がなされた場合又は単に学校名のみを指定して開示請求がなされた場合には、原則開示になり得る文書とのことである。

また、実施機関によれば、本件開示請求において一部でも文書を開示すれば、前述した方法による開示請求で得られる文書と比べることにより学校名を特定することが可能になるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、仮に本件行政文書につき学校名を不開示とし、その余の部分を開示することとした場合、実施機関の主張するとおり、全ての県立学校の文書を対象として開示請求する等して学校名を含めて開示された文書を取得し、本件行政文書の開示された部分と照合することにより、本件行政文書に記載された学校名を特定することが可能となると認められる。

このことからすれば、学校名の特定を避けるためには、本件行政文書を一部でも開示することはできないと認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 7. 26	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 11. 27 (第561回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
30. 12. 26 (第564回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 3. 20 (第569回審査会)	審議
31. 4. 26	答申